

群馬県農畜産物等輸出推進機構規約

(基本方針)

第1条 地域農産物やその加工品等の販路について海外市場を開拓するため、本県の実情にあった輸出対策の basic concept を形成し、輸出の事業活動を展開することにより、本県の農業や食品産業の育成と活性化を促進する。

(設置)

第2条 前条の方針を具体的に推進するため、群馬県農畜産物等輸出推進機構（以下「推進機構」という。）を設置する。

(事業)

第3条 推進機構は次の事業活動を行うものとする。

- (1) 輸出に関する基本理念の形成
- (2) 輸出先、輸出產品の検討
- (3) 海外情報の収集と提供
- (4) 輸出に関する講演会、シンポジウムの開催
- (5) 海外市場調査、消費者評価調査
- (6) 海外バイヤーの产地招へい、視察等
- (7) 輸送検証、輸送資材の研究
- (8) 海外販売促進活動
- (9) その他輸出推進に必要と思われる事項

(構成)

第4条 推進機構は次の機関、団体により構成する。
独立行政法人日本貿易振興機構群馬貿易情報センター
一般財団法人群馬経済研究所
群馬県農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会群馬県本部
群馬県園芸協会
株式会社群馬県食肉卸売市場
群馬県食品工業協会
群馬県こんにゃく組合
群馬県漬物工業協同組合
群馬県製麵工業協同組合
群馬県菓子工業組合
群馬県醤油味噌工業協同組合
群馬県酒造組合
一般社団法人群馬県造園建設業協会
あがつま農業協同組合
利根沼田農業協同組合
太田市農業協同組合
嬬恋村農業協同組合
沼田市りんご組合
昭和村農産物等輸出促進協議会
嬬恋キャベツ振興事業協同組合
前橋市赤城の恵ブランド推進協議会
川場村観光協会
沼田市
みなかみ町
片品村
日本政策金融公庫 前橋支店
群馬県

(役員等)

第5条 1 推進機構に次の役員を置く。

- (1) 委 員 28名（構成団体代表）
- (2) 代表委員 1名
- (3) 監 事 2名
- (4) 参 与 若干名

2 代表委員は、群馬県農政部長とする。

3 監事は委員の互選により選出する。

4 参与は必要に応じて置くことができるものとし、代表委員が指名する。

(職務)

第6条 1 代表委員は推進機構を代表し、会務を総理する。

2 監事は推進機構の業務及び会計を監査し、会議に報告する。

3 委員は推進機構の必要な事項を審議する。

4 参与は委員を補佐する。

(会議)

第7条 1 代表委員は会議を招集し、その議長となる。

2 会議は委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(経費)

第8条 推進機構の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもってあてる。

(会計)

第9条 推進機構の会計は別に定める会計処理規程に基づき行うものとする。

(事業年度)

第10条 推進機構の事業年度は各会計年度の終了までとする

(事務局)

第11条 1 推進機構の事務局は群馬県農政部ぐんまブランド推進課に置く。

2 事務局長はぐんまブランド推進課長とする。

3 事務局員の構成は別に定める。

(その他)

第12条 この規約に定めるほか推進機構の運営に関し必要な事項は、代表委員が別に定める。

附則 この規約は、平成4年7月1日から施行する。

附則 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成19年1月1日から施行する。

附則 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成26年4月22日から施行する。

附則 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規約は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規約は、平成30年4月27日から施行する。

附則 この規約は、平成30年9月1日から施行する。

附則 この規約は、平成31年3月1日から施行する。

附則 この規約は、平成31年4月25日から施行する。

附則 この規約は、令和3年4月26日から施行する。

附則 この規約は、令和4年4月20日から施行する。

附則 この規約は、令和5年4月25日から施行する。